

国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 国費外国人留学生(第3条—第17条)</p> <p>第3章 私費外国人留学生(第18条—第26条)</p> <p>第4章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 国費外国人留学生 (在学期間)</p> <p>第4条 国費外国人留学生の在学期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国費大学院留学生 <u>3年以内(修士課程又は博士前期課程にあつては、2年以内)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(転学部・転学科等)</p> <p>第11条 国費学部留学生の転学部及び転学科並びに国費大学院留学生の学府、研究科及び専攻の変更は、原則として認めない。ただし、学長は、学部長又は学府長若しくは研究科長から当該</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 国費外国人留学生(第3条—第17条)</p> <p>第3章 私費外国人留学生(第18条—第26条)</p> <p>第4章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 国費外国人留学生 (在学期間)</p> <p>第4条 国費外国人留学生の在学期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国費大学院留学生 <u>修士課程又は博士前期課程にあつては2年以内、博士課程(後期3年の課程のみの博士課程に限る。以下同じ。)</u>又は博士後期課程にあつては3年以内、一貫制博士課程にあつては5年以内</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(転学部・転学科等)</p> <p>第11条 国費学部留学生の転学部及び転学科並びに国費大学院留学生の学府、研究科及び専攻の変更は、原則として認めない。ただし、学長は、学部長又は学府長若しくは研究科長から当該</p>

学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て身体障害、その他やむを得ない理由により転学科等を許可することが適当である旨の申出があった場合は、文部科学大臣と協議してこれを許可することがある。

(卒業又は修了)

第13条 国費学部留学生で本学に4年(農学部共同獣医学科にあつては、6年)以上在学し、所定の単位を修得した者については、学則及び国立大学法人東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところにより、卒業を認証し学士の学位を授与する。

2 国費大学院留学生で修士課程又は博士前期課程にあつては2年以上、博士課程又は博士後期課程にあつては3年以上在学し、課程修了の認定を受けた者については、学則及び学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(大学院への進学)

第14条 国費学部留学生で卒業後引き続き大学院修士課程又は博士前期課程に入学することを許可された者又は国費大学院留学生(修士課程又は博士前期課程)若しくは国費研究留学生で留学期間満了後引き続き大学院博士課程又は博士後期課程に入学することを許可された者は、学長を経由して文部科学大臣に、国費大学院留学生となることを申請することができる。

(給与の支給停止に伴う措置)

第16条 国費外国人留学生に選定されるに当たって、国費外国人留学生として処すべき事項を遵守することを文部科学大臣に誓約した者がこれに違反して、その給与の支給を停止されたとき

学部又は当該学府若しくは連合農学研究科(以下「学府等」という。)等の議を経て身体障害、その他やむを得ない理由により転学科等を許可することが適当である旨の申出があった場合は、文部科学大臣と協議してこれを許可することがある。

(卒業又は修了)

第13条 学長は、国費学部留学生で本学に4年(農学部共同獣医学科にあつては、6年)以上在学し、所定の単位を修得した者については、学則及び国立大学法人東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところにより、卒業を決定し学士の学位を授与する。

2 学長は、国費大学院留学生で修士課程又は博士前期課程にあつては2年以上、博士課程又は博士後期課程にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては5年以上在学し、課程修了の認定を受けた者については、学則及び学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(大学院への進学)

第14条 国費学部留学生で卒業後引き続き大学院修士課程若しくは博士前期課程又は一貫制博士課程に入学することを許可された者又は国費大学院留学生(修士課程又は博士前期課程)若しくは国費研究留学生で留学期間満了後引き続き大学院博士課程又は博士後期課程に入学することを許可された者は、学長を経由して文部科学大臣に、国費大学院留学生となることを申請することができる。

(給与の支給停止に伴う措置)

第16条 国費外国人留学生に選定されるに当たって、国費外国人留学生として処すべき事項を遵守することを文部科学大臣に誓約した者がこれに違反して、その給与の支給を停止されたとき

<p>は、学長は当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て、退学を命ずることができる。</p> <p>2 国費外国人留学生としての身分を打切られた者が引き続き、私費外国人留学生として在学を志望する者がある場合は、情状により当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て在学を認めることがある。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 私費外国人留学生 (私費外国人研究生)</p> <p>第25条 私費外国人研究生として入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p>2 私費外国人研究生については、研究生規程の定めるところによる。</p> <p>(私費外国人科目等履修生)</p> <p>第26条 私費外国人科目等履修生として、入学を志願する者があるときは、当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p>2 (略)</p>	<p>は、学長は当該学部又は当該学府等の議を経て、退学を命ずることができる。</p> <p>2 国費外国人留学生としての身分を打切られた者が引き続き、私費外国人留学生として在学を志望する者がある場合は、情状により当該学部又は当該学府等の議を経て在学を認めることがある。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 私費外国人留学生 (私費外国人研究生)</p> <p>第25条 学長は、私費外国人研究生として入学を志願するものがあるときは、当該学部又は当該学府等の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p>2 私費外国人研究生については、<u>国立大学法人東京農工大学</u>研究生規程の定めるところによる。</p> <p>(私費外国人科目等履修生)</p> <p>第26条 学長は、私費外国人科目等履修生として、入学を志願する者があるときは、当該学部又は当該学府等の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則 (教規程第12号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。